

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
1	許可を受けないで高压ガスを製造した場合（法第5条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第1号，第84条）				
2	届出をしないで製造の事業若しくは冷凍のための製造を開始し，又は虚偽の届出をした場合（法第5条第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号の2，第84条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号の2，第84条）				
3	第一種製造者が法第7条第2号から第4号までのいずれかに該当した場合（法第7条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第38条第1項第6号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第6号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第2号，第84条）		
4	第一種製造者が正当な事由なく1年以内に製造を開始せず，又は1年以上引き続き製造を休止した場合（法第9条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	許可の取消し（法第9条）				
5	第一種製造者の地位を承継した旨の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合（法第10条	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号，第84条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	第2項)	虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号，第84条）				
6	第二種製造者の地位を承継した旨の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合（法第10条の2第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合で過料により対処する必要があるとき	過料事件の通知（法第86条第1号						
		虚偽の届出をしたと認められる場合で過料により対処する必要があるとき	過料事件の通知（法第86条第1号）						
7	第一種製造者の製造のための施設又は製造の方法が技術上の基準に適合していない場合（法第11条第1項，第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	基準適合命令（法第11条第3項）	第二次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第38条第1項第1号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第1号）
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第1号，第84条）			告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第2号，第84条）

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
8	第二種製造者の製造のための施設又は製造の方法が技術上の基準に適合していない場合 (法第12条第1項, 第2項)	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	基準適合命令 (法第12条第3項)	第二次措置が不履行のもの	製造停止命令 (法第38条第2項第1号)	告発により対処する必要がある場合	告発(法第81条第6号, 第84条)
				告発により対処する必要がある場合	告発(法第83条第2号, 第84条)				
9	第一種製造者及び第二種製造者以外の者の製造が技術上の基準に適合していない場合(法第13条)	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発(法第83条第2号, 第84条)				
10	第一種製造者が許可を受けないで製造のための施設の位置, 構造若しくは設備の変更の工事をし, 又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更した場合(法第14条第1項)	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令 (法第38条第1項第2号)	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し (法第38条第1項第2号)		
						告発により対処する必要がある場合	告発(法第80条第2号, 第84条)		
				告発により対処する必要がある場合	告発(法第81条第2号, 第84条)				
11	第一種製造者が製造のための施設の位置, 構造若しくは設備の軽微な変更の工事をした旨の届出をせず, 又は虚偽の届出をした場合 (法第14条第2項)	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発(法第83条第1号, 第84条)				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発(法第83条第1号, 第84条)				

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
12	第二種製造者が届出をしないで製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、若しくは製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更した場合又は虚偽の届出をした場合（法第14条第4項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号の3、第84条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号の3、第84条）				
13	第一種貯蔵所の所有者又は占有者の貯蔵の方法が技術上の基準に適合していない場合（法第15条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	基準適合命令（法第15条第2項）	第二次措置が不履行のもの	貯蔵停止命令（法第38条第1項第1号）	貯蔵停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第1号）
								告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号、第84条）
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第1号、第84条）				
14	第二種貯蔵所の所有者又は占有者の貯蔵の方法が技術上の基準に適合していない場合（法第15条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	基準適合命令（法第15条第2項）	第二次措置が不履行のもの	貯蔵停止命令（法第38条第2項第1号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号、第84条）
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第1号、第84条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
15	第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者以外の者が貯蔵の技術上の基準に適合していない場合（法第15条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第1号、第84条）				
16	第一種貯蔵所で貯蔵する必要がある高圧ガスを許可を受けずに貯蔵している場合（法第16条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第3号、第84条）				
17	第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位を承継した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第17条第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				
18	第二種貯蔵所で貯蔵する必要がある高圧ガスを届出をしないで貯蔵し、又は虚偽の届出をした場合（法第17条の2第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号の4、第84条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号の4、第84条）				

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
19	第一種貯蔵所の位置，構造又は設備が技術上の基準に適合していない場合（法第18条第1項，第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	基準適合命令（法第18条第3項）	第二次措置が不履行のもの	貯蔵停止命令（法第38条第1項第1号）	貯蔵停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第1号）
								告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号，第84条）
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第1号，第84条）				
20	第二種貯蔵所の位置，構造又は設備が技術上の基準に適合していない場合（法第18条第1項，第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	基準適合命令（法第18条第3項）	第二次措置が不履行のもの	貯蔵停止命令（法第38条第2項第1号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号，第84条）
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第1号，第84条）				
21	第一種貯蔵所の所有者又は占有者が許可を受けないで第一種貯蔵所の位置，構造又は設備の変更の工事をした場合（法第19条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	貯蔵停止命令（法第38条第1項第2号）	貯蔵停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第2号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号，第84条）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第4号，第84条）		
22	第一種貯蔵所の所有者又は占有者が第一種貯蔵所の位置，構造若し	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号，第84条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	くは設備の軽微な変更の工事をした旨の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合（法第19条第2項）	措置が講じられない場合							
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号，第84条）				
23	第二種貯蔵所の所有者又は占有者が届出をしないで第二種貯蔵所の位置，構造若しくは設備の変更の工事をし，又は虚偽の届出をした場合（法第19条第4項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号の5，第84条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号の5，第84条）				
24	第一種製造者が完成検査を受けないで，高压ガスの製造のための施設を使用した場合（法第20条第1項，第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第38条第1項第3号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第3号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第2号，第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第3号，第84条）				
25	第一種貯蔵所の所有者又は占有者が完成検査を受けないで，第一種	是正指導によっても必要な	警告	第一次措置が不履行のもの	貯蔵停止命令（法第38条第1項第3号）	貯蔵停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第3号）		

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	貯蔵所を使用した場合 (法第20条第1項, 第3項)	措置が講じられない場合				告発により対処 する必要がある 場合	告発(法第81 第6号, 第84 条)		
				告発により対処 する必要がある 場合	告発(法第81 条第3号, 第8 4条)				
26	高圧ガスの販売の事業 を営もうとする者が届 出をしないで高圧ガス を販売し, 又は虚偽の 届出をした場合(法第 20条の4)	是正指導によ っても必要な 措置が講じら れない場合	警告	告発により対処 する必要がある 場合	告発(法第83 条第2号の6, 第84条)				
		虚偽の届出を したと認めら れる場合	警告	告発により対処 する必要がある 場合	告発(法第83 条第2号の6, 第84条)				
27	販売業者の地位を承継 した旨の届出をせず, 又は虚偽の届出をした 場合(法第20条の4 の2第2項)	是正指導によ っても必要な 措置が講じら れない場合で 過料により対 処する必要が あるとき	過料事件の通知 (法第86条第 1号)						
		虚偽の届出を したと認めら れる場合で過 料により対処 する必要があ るとき	過料事件の通知 (法第86条第 1号)						

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
28	販売業者等が購入する者に対し、当該高压ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項を周知させることを怠り、又は周知の方法が適当でない場合（法第20条の5第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	周知又は周知方法の改善の勧告（法第20条の5第2項）	第一次措置が不履行のもの	勧告に従わなかった旨の公表（法第20条の5第3項）				
29	販売業者等の販売の方法が技術上の基準に適合していない場合（法第20条の6第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	基準適合命令（法第20条の6第2項）	第二次措置が不履行のもの	販売停止命令（法第38条第2項第1号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号、第84条）
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第1号、第84条）				
30	販売業者が販売をする高压ガスの種類を変更した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第20条の7）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				
31	第一種製造者が製造を開始した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第21条	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
	第1項)	虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号，第84条）				
32	製造，貯蔵所の用途もしくは販売の事業を廃止した旨の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合（法第21条各項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号，第84条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号，第84条）				
33	高压ガスの輸入をした者が輸入検査を受け，技術上の基準に適合していると認められる前に当該高压ガスを移動した場合（法第22条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第1号，第84条）				
34	移動する高压ガスの容器について保安上必要な措置が講じられていない場合（法第23条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号，第84条）				
35	車両により移動させる高压ガスの積載方法又は移動方法が技術上の基準に適合していない場合（法第23条第2	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号，第84条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	項)								
36	高圧ガスを輸送する導管が技術上の基準に従って設置し、又は維持されていない場合（法第23条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号、第84条）				
37	圧縮天然ガスを一般消費者の生活の用に供するための設備の設置又は変更の工事が技術上の基準に適合していない場合（法第24条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号、第84条）				
38	届出をしないで特定高圧ガスを消費し、又は虚偽の届出をした場合（法第24条の2第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号の7、第84条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号の7、第84条）				
39	特定高圧ガス消費者の地位を承継した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第24条の2第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合で過料により対処する必要があるとき	過料事件の通知（法第86条第1号）						

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
		虚偽の届出をしたと認められる場合で過料により対処する必要があるとき	過料事件の通知 (法第86条第1号)						
40	特定高压ガス消費者の消費のための施設の位置、構造若しくは設備又は消費の方法が技術上の基準に適合していない場合（法第24条の3第1項、第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	基準適合命令 (法第24条の3第3項)	第二次措置が不履行のもの	消費停止命令 (法第38条第2項第1号)	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号、第84条）
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号、第84条）				
41	特定高压ガス消費者が届出をしないで消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、若しくは消費する特定高压ガスの種類若しくは消費の方法を変更し、又は虚偽の届出をした場合 (法第24条の4第1項)	是正指導によっても届出をしない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				
42	特定高压ガス消費者が特定高压ガスの消費を廃止した旨の届出をせ	是正指導によっても必要な	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	ず、又は虚偽の届出をした場合（法第24条の4第2項）	措置が講じられない場合							
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				
43	特定高圧ガス以外の高圧ガスの消費が技術上の基準に適合していない場合（法第24条の5）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号、第84条）				
44	高圧ガスの廃棄の場所、数量その他廃棄の方法が技術上の基準に適合していない場合（法第25条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号、第84条）				
45	第一種製造者が危害予防規程を定めないで高圧ガスを製造した場合（法第26条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第3号の2、第84条）				
46	第一種製造者が危害予防規程の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第26条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
47	公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため危害予防規程の変更する必要がある場合 (法第26条第2項)	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	危害予防規程変更命令（法第26条第2項）	第二次措置が不履行のもの	製造停止命令 (法第38条第1項第1号)	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し (法第38条第1項第1号)
								告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第2号，第84条）
48	第一種製造者又はその従業員が危害予防規程を守っていない場合において，公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があるとき（法第26条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	危害予防規程を遵守させ，又はその従業員に守らせるために必要な措置勧告 (法第26条第4項)	第一次措置が不履行のもの	危害予防規程遵守命令（法第26条第4項）	第二次措置が不履行のもの	製造停止命令 (法第38条第1項第1号)	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し (法第38条第1項第1号)
								告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第2号，第84条）
49	保安教育計画が公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないと認める場合（法第27条第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	保安教育計画変更命令（法第27条第2項）	第二次措置が不履行のもの	製造停止命令 (法第38条第1項第1号)	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し (法第38条第1項第1号)
								告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第2号，第84条）
50	第一種製造者が保安教育計画を忠実に実行していない場合において公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があるとき（法第27条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	保安教育計画を忠実に実行すべきことの勧告 (法第27条第5項)						

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
51	第二種製造者等がその従業者に施す保安教育が公共の安全の維持又は災害の発生の防止上十分でないとする場合（法第27条第4項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	従業者に保安教育を施し、又はその内容若しくは方法を改善すべきことの勧告（法第27条第5項）						
52	第一種製造者が保安統括者を選任していない場合又は保安統括者に法第32条第1項に規定する職務を行わせていない場合（法第27条の2第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第38条第1項第4号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第4号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第2号、第84条）		
					告発により対処する必要がある場合				
53	第二種製造者が保安統括者を選任していない場合又は保安統括者に法第32条第1項に規定する職務を行わせていない場合（法第27条の2第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第3号、第84条）				
54	第一種製造者が保安技術管理者を選任していない場合又は保安技術	是正指導によっても必要な	警告	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第38条第1項第4号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第4号）		

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
	管理者に法第32条第2項に規定する職務を行わせていない場合 (法第27条の2第3項)	措置が講じられない場合				告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第2号，第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第3号，第84条）				
55	第二種製造者が保安技術管理者を選任していない場合又は保安技術管理者に法第32条第2項に規定する職務を行わせていない場合 (法第27条の2第3項)	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第3号，第84条）				
56	第一種製造者が保安係員を選任していない場合又は保安係員に法第32条第3項に規定する職務を行わせていない場合（法第27条の2第4項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第38条第1項第4号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第4号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第2号，第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第3号，第84条）				
57	第二種製造者が保安係員を選任していない場合又は保安係員に法第32条第3項に規定す	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第3号，第84条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	る職務を行わせていない場合（法第２７条の２第４項）								
58	保安統括者の選任若しくは解任の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第２７条の２第５項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第１号、第８４条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第１号、第８４条）				
59	保安技術管理者若しくは保安係員の選任若しくは解任の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第２７条の２第６項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第１号、第８４条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第１号、第８４条）				
60	第一種製造者が保安係員に協会又は指定講習機関が行う高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせていない場合（法第２７条の２第７項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第３８条第１項第４号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第３８条第１項第４号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第８０条第２号、第８４条）		
61	第二種製造者が保安係員に協会又は指定講習機関が行う高圧ガスに	是正指導によっても必要な	警告						

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	よる災害の防止に関する講習を受けさせていない場合（法第２７条の２第７項）	措置が講じられない場合							
62	保安主任者を選任していない場合又は保安主任者に法第３２条第４項に規定する職務を行わせていない場合（法第２７条の３第１項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第３８条第１項第４号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第３８条第１項第４号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第８０条第２号，第８４条）		
					告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第３号，第８４条）			
63	保安企画推進員を選任していない場合又は保安企画推進員に法第３２条第５項に規定する職務を行わせていない場合（法第２７条の３第２項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第３８条第１項第４号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第３８条第１項第４号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第８０条第２号，第８４条）		
					告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第３号，第８４条）			
64	保安主任者若しくは保安企画推進員の選任若しくは解任の届出をせず，又は虚偽の届出を	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第１号，第８４条）				

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
	した場合（法第２７条の３第３項）	虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第１号，第８４条）				
65	保安主任者又は保安企画推進員に協会又は指定講習機関が行う高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせていない場合（法第２７条の３第３項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第３８条第１項第４号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第３８条第１項第４号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第８０条第２号，第８４条）		
66	第一種製造者が冷凍保安責任者を選任していない場合又は冷凍保安責任者に法第３２条第６項に規定する職務を行わせていない場合（法第２７条の４第１項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第３８条第１項第４号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第３８条第１項第４号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第８０条第２号，第８４条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第３号，第８４条）				
67	第二種製造者が冷凍保安責任者を選任していない場合又は冷凍保安責任者に法第３２条第６項に規定する職務を行わせていない場合（法第２７条の４第１項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第３号，第８４条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
68	冷凍保安責任者の選任若しくは解任の届出せず、又は虚偽の届出をした場合（法第27条の4第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				
69	販売主任者を選任していない場合又は販売主任者に法第32条第7項に規定する職務を行わせていない場合（法第28条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	販売停止命令（法第38条第2項第2号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号、第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第3号、第84条）				
70	取扱主任者を選任していない場合又は取扱主任者に法第32条第8項に規定する職務を行わせていない場合（法第28条第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	消費停止命令（法第38条第2項第2号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号、第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第1号、第84条）				
71	販売主任者若しくは取扱主任者の選任若しくは解任の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合（法第28条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号、第84条）				

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
72	保安統括者等の代理者を選任していない場合又は保安統括者等の代理者に法第33条第1項に規定する職務を行わせていない場合（法第33条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第3号，第84条）				
73	保安統括者等の代理者の選任若しくは解任の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合（法第33条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号，第84条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号，第84条）				
74	第一種製造者の保安統括者等若しくはその代理者が法又は法に基づく命令の規定に違反した場合（法第34条）	是正指導によっても報告しない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	解任命令（法第34条）	第二次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第38条第1項第1号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第1号）
								告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第2号，第84条）
75	第二種製造者の保安統括者等若しくはその代理者が法又は法に基づく命令の規定に違反した場合（法第34条）	是正指導によっても報告しない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	解任命令（法第34条）	第二次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第38条第2項第1号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号，第84条）

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
76	販売主任者又は取扱主任者が法又は法に基づく命令の規定に違反した場合（法第34条）	是正指導によっても報告しない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	解任命令（法第34条）	第二次措置が不履行のもの	販売又は消費の停止命令（法第38条第2項第1号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号，第84条）
77	第一種製造者の保安統括者等又はその代理者にその職務を行わせることが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認める場合（法第34条）	是正指導によっても報告しない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	解任命令（法第34条）	第二次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第38条第1項第1号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第1号）
								告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第2号，第84条）
78	第二種製造者の保安統括者等又はその代理者にその職務を行わせることが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認める場合（法第34条）	是正指導によっても報告しない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	解任命令（法第34条）	第二次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第38条第2項第1号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号，第84条）
79	販売主任者又は取扱主任者にその職務を行わせることが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認める場合（法第34条）	是正指導によっても報告しない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	解任命令（法第34条）	第二次措置が不履行のもの	販売又は消費の停止命令（法第38条第2項第1号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号，第84条）

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
80	保安検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合（法３５条第１項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第４号、第８４条）				
81	定期自主検査の検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかった場合（法第３５条の２）	検査記録を作成せず、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第４号の２、第８４条）				
		虚偽の検査記録を作成したと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第４号の２、第８４条）				
		検査記録を保存せず、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第４号の２、第８４条）				
82	高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となった場合に、直	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第２号、第８４条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	ちに、災害の発生の防止のための応急の措置を講じなかったとき (法第 3 6 条第 1 項)								
83	高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となった事態の発生について、故なく虚偽の届出をした場合（法第 3 6 条第 2 項）	虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第 8 3 条第 4 号の 3，第 8 4 条）				
84	第一種製造者若しくは第二種製造者の事業所、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスを消費する事業所において、指定の場所で火気を取り扱った場合又は承諾を得ないで、発火しやすい物を携帯して当該場所に立ち入った場合（法第 3 7 条第 1 項、第 2 項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第 8 2 条第 1 号，第 8 4 条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
85	第一種製造者の製造のための施設において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合（法第39条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	製造のための施設の全部又は一部の使用の一時停止命令（法第39条第1号）	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第38条第1項第1号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第1号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第2号，第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第3号，第84条）				
			製造等の一時禁止又は制限（法第39条第2号）	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第38条第1項第1号）	製造停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第1号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第2号，第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第3号，第84条）				
86	第二種製造者の製造のための施設において、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合（法第39条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	製造のための施設の全部又は一部の使用の一時停止命令（法第39条第1号）	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第38条第2項第1号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号，第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第3号，第84条）				
			製造等の一時禁止又は制限（法第39条第2号）	第一次措置が不履行のもの	製造停止命令（法第38条第2項第1号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第6号，第84条）		

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
			号)	告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第80 条第3号，第8 4条）				
87	第一種貯蔵所におい て，公共の安全の維持 又は災害の発生の防止 のため緊急の必要があ ると認める場合（法第 39条）	是 正 指 導 に よ つても必要な 措置が講じら れない場合	第一種貯蔵所の 全部又は一部の 使用の一時停止 命令（法第39 条第1号）	第一次措置が不 履行のもの	貯蔵停止命令 （法第38条第 1項第1号）	貯蔵停止命令の みでは不十分と 判断される場合	許可の取消し （法第38条第 1項第1号）		
						告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第81 条6号，第84 条）		
			貯蔵等の一時禁 止又は制限（法 第39条第2 号）	告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第81 条第7号，第8 4条）				
				第一次措置が不 履行のもの	貯蔵停止命令 （法第38条第 1項第1号）	貯蔵停止命令の みでは不十分と 判断される場合	許可の取消し （法第38条第 1項第1号）		
						告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第81 条6号，第84 条）		
				告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第81 条第7号，第8 4条）				
88	第二種貯蔵所におい て，公共の安全の維持 又は災害の発生の防止 のため緊急の必要があ ると認める場合（法第 39条）	是 正 指 導 に よ つても必要な 措置が講じら れない場合	第二種貯蔵所の 全部又は一部の 使用の一時停止 命令（法第39 条第1号）	第一次措置が不 履行のもの	貯蔵停止命令 （法第38条第 2項第1号）	告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第81 条6号，第84 条）		
				告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第81 条第7号，第8 4条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
			貯蔵等の一時禁止又は制限（法第３９条第２号）	第一次措置が不履行のもの	貯蔵停止命令（法第３８条第２項第１号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第６号，第８４条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第７号，第８４条）				
89	販売所において，公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合（法第３９条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	販売所の全部又は一部の使用の一時停止命令（法第３９条第１号）	第一次措置が不履行のもの	販売停止命令（法第３８条第２項第１号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第６号，第８４条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第７号，第８４条）				
			引渡し等の一時禁止又は制限（法第３９条第２号）	第一次措置が不履行のもの	販売停止命令（法第３８条第２項第１号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第６号，第８４条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第７号，第８４条）				
90	特定高圧ガスの消費のための施設において，公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認める場合（法第３９条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	消費のための施設全部又は一部の使用の一時停止命令（法第３９条第１号）	第一次措置が不履行のもの	消費停止命令（法第３８条第２項第１号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第６号，第８４条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第７号，第８４条）				
			消費等の一時禁止又は制限（法第３９条第２号）	第一次措置が不履行のもの	消費停止命令（法第３８条第２項第１号）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第６号，第８４条）		

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
			号)	告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第81 条第7号，第8 4条）				
91	高圧ガスを取り扱う者 又は高圧ガス若しくは これを充てんした容器 の所有者若しくは占有 者に対し，公共の安全 の維持又は災害の発生 の防止のため緊急の必 要があると認める場合 （法第39条）	是正指導によ っても必要な 措置が講じら れない場合	製造の一時禁止 又は制限（法第 39条第2号）	第一次措置が不 履行のもの	告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第80 第3号，第84 条）			
			引渡し，貯蔵， 移動，消費又は 廃棄の一時禁止 又は制限（法第 39条第2号）	第一次措置が不 履行のもの	告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第81 条第7号，第8 4条）			
			高圧ガス又はこ れを充填した容 器の廃棄又は所 在場所の変更の 命令（法第39 条第3号）	告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第81 条第7号，第8 4条）				
92	容器の製造が技術上の 基準に適合していない 場合（法第41条第1 項）	是正指導によ っても必要な 措置が講じら れない場合	警告	第一次措置が不 履行のもの	基準適合命令 （法第41条第 2項）	告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第82 条第4号，第8 4条）		
93	容器の製造又は輸入を した者が容器検査を受 け，これに合格したも のとして刻印等がされ ていない容器を譲渡 し，又は引き渡した場	是正指導によ っても必要な 措置が講じら れない場合	警告	告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第82 条第1号，第8 4条）				

違反項目		第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置	
		適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容
	合（法第４４条第１項）								
94	容器に、法第４５条第３項に規定する場合以外に刻印等をし、又はこれらと紛らわしい刻印等をしたとき（法第４５条第３項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８２条第１号、第８４条）				
95	容器の所有者又は輸入をした者が表示をせず、又は虚偽の表示をした場合（法第４６条第１項、第２項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第８号、第８４条）				
		虚偽の表示をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第８号、第８４条）				
96	容器の所有者又は容器の輸入をした者が容器に法令で定める場合以外に表示をし、又はこれらと紛らわしい表示をしたとき（法第４６条第３項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８２条第１号、第８４条）				
97	容器を譲り受けた者が表示をせず、又は虚偽の表示をした場合（法第４７条第１項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８１条第８号、第８４条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
		虚偽の表示をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第8号，第84条）				
98	容器を譲り受けた者が容器に法令で定める場合以外に表示をし，又はこれらと紛らわしい表示をしたとき（法第47条第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第1号，第84条）				
99	高圧ガスを法第48条第1項又は第2項の規定に適合しない容器に充填した場合（法第48条第1項，第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第3号，第84条）				
100	高圧ガスを充填した再充填禁止容器又は高圧ガスを充填して輸入された再充填禁止容器に再度高圧ガスを充填した場合（法第48条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第3号，第84条）				
101	容器に充填する高圧ガスが法第48条第4項の規定に適合しない場合（法第48条第4項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第3号，第84条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
102	容器検査所の登録を受けた者が容器再検査に合格した場合にする刻印等をせず，又は虚偽の刻印等をしたとき （法第49条第3項，第4項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	容器再検査停止命令（法第53条第2号）	容器再検査停止命令のみでは不十分と判断される場合	登録の取消し（法第53条第2号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第4号，第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第9号，第84条）				
		虚偽の刻印等をしたと認められる場合	警告	第二次措置により対処する必要がある場合	容器再検査停止命令（法第53条第2号）	容器再検査停止命令のみでは不十分と判断される場合	登録の取消し（法第53条第2号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第4号，第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第9号，第84条）				
103	容器に，容器再検査に合格した場合以外に刻印等をし，又はこれらと紛らわしい刻印等をしたとき（法第49条第5項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	容器再検査停止命令（法第53条第2号）	容器再検査停止命令のみでは不十分と判断される場合	登録の取消し（法第53条第2号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第1号，第84条）		

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
104	附属品の製造又は輸入をした者が附属品検査を受け、これに合格したものであるとして刻印がされていない附属品を譲渡し、又は引き渡した場合（法第49条の2第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第1号、第84条）				
105	附属品に、附属品検査に合格した場合又は型式承認を受けた場合以外に刻印し、又はこれらと紛らわしい刻印をしたとき（法第49条の3第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第1号、第84条）				
106	容器検査所の登録を受けた者が附属品再検査に合格した場合にする刻印をせず、又は虚偽の刻印をした場合（法第49条の4第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	附属品再検査停止命令（法第53条第2号）	附属品再検査停止命令のみでは不十分と判断される場合	登録の取消し（法第53条第2号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第4号、第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第9号、第84条）				
			警告		附属品再検査停止命令（法第5	附属品再検査停止命令のみでは	登録の取消し（法第53条第		

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
		虚偽の刻印をしたと認められる場合		第二次措置により対処する必要がある場合	3条第2号)	不十分と判断される場合	2号)		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第4号，第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第9号，第84条）				
107	附属品に，附属品再検査に合格した場合以外に刻印をし，又はこれらと紛らわしい刻印をしたとき（法第49条の4第4項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	附属品再検査停止命令（法第53条第2号）	附属品再検査停止命令のみでは不十分と判断される場合	登録の取消し（法第53条第2号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第4号，第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第82条第1号，第84条）				
108	登録容器等製造業者が規格に適合しない容器又は附属品を製造したことにより，当該容器又は当該附属品の装置された容器に充填した高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合におい	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	災害防止命令（法第49条の30）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第3号の2，第84条）		

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	て、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき (法第49条の30)								
109	外国登録容器等製造業者が規格に適合しない容器又は附属品を製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充填した高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき (法第49条の35)	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	災害防止命令 (法第49条の35)	告発により対処する必要がある場合	告発(法第80条第3号の2, 第84条)		
110	容器検査所の登録又はその更新に際してされた制限に違反して容器再検査又は附属品再検査を行った場合(法第50条第4項)	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	容器再検査又は附属品再検査の停止命令(法第53条第3号)	容器再検査又は附属品再検査のみでは不十分と判断される場合	登録の取消し (法第53条第3号)		
						告発により対処する必要がある場合	告発(法第80条第4号, 第84条)		

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
				告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第 8 1 条第 1 0 号，第 8 4 条）				
111	容器再検査又は附属品 再検査を行うべきこと を求められた場合に正 当な事由なくこれらの 検査を行わないとき （法第 5 1 条第 1 項）	是 正 指 導 に よ っても必要な 措置が講じら れない場合	警告	第一次措置が不 履行のもの	容器再検査又は 附属品再検査の 停止命令（法第 5 3 条第 2 号）	容器再検査又は 附属品再検査の 停止命令のみで は不十分と判断 される場合	登録の取消し （法第 5 3 条第 2 号）		
						告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第 8 0 条第 4 号，第 8 4 条）		
				告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第 8 1 条第 3 号，第 8 4 条）				
112	容器検査所の検査設備 が技術上の基準に適合 していない場合（法第 5 1 条第 2 項）	是 正 指 導 に よ っても必要な 措置が講じら れない場合	警告	第一次措置が不 履行のもの	容器再検査又は 附属品再検査の 停止命令（法第 5 3 条第 2 号）	容器再検査又は 附属品再検査の 停止命令のみで は不十分と判断 される場合	登録の取消し （法第 5 3 条第 2 号）		
						告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第 8 0 条第 4 号，第 8 4 条）		
				告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第 8 2 条第 1 号，第 8 4 条）				
113	検査主任者を選任して いない場合又は検査主	是 正 指 導 に よ っても必要な	警告	第一次措置が不 履行のもの	容器再検査又は 附属品再検査の	容器再検査又は 附属品再検査の	登録の取消し （法第 5 3 条第		

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	任者に容器再検査若しくは附属品再検査の実施について監督させていない場合（法第52条第1項）	措置が講じられない場合			停止命令（法第53条第2号）	停止命令のみでは不十分と判断される場合	2号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第4号，第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第3号，第84条）				
114	検査主任者の選任若しくは解任の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合（法第52条第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号，第84条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第1号，第84条）				
115	検査主任者が法若しくは法に基づく命令の規定に違反した場合又はその職務を行わせることが容器再検査若しくは附属品再検査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認める場合（法第52条第4項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	解任命令（法第52条第4項）	第二次措置が不履行のもの	容器再検査又は附属品再検査の停止命令（法第53条第3号）	容器再検査又は附属品再検査の停止命令のみでは不十分と判断される場合	登録の取消し（法第53条第3号）
								告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第4号，第84条）

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
116	容器検査所の登録を受けた者が法第7条第2号から第4号までのいずれかに該当する場合（法第53条第1号）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	容器再検査又は附属品再検査の停止命令（法第53条第1号）	容器再検査又は附属品再検査の停止命令のみでは不十分と判断される場合	登録の取消し（法第53条第1号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第4号，第84条）		
117	容器検査所の登録を受けた第一種製造者が第38条第1項第1号から第5号までの規定により製造の許可を取り消された場合（法第53条第5号）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	容器再検査又は附属品再検査の停止命令（法第53条第5号）	容器再検査又は附属品再検査の停止命令のみでは不十分と判断される場合	登録の取消し（法第53条第5号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第4号，第84条）		
118	法第54条第2項の規定により刻印等がされた場合に表示をせず，又は虚偽の刻印等をしたとき（法第54条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第8号，第84号）				
		虚偽の刻印等をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第8号，第84号）				
119	容器検査に合格しなかった容器がこれに充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても法	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	くず化等の処分命令（法第56条第1項）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第3号，第84条）		

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	第44条第4項の規格に適合しないと認める場合（法第56条第1項）								
120	容器再検査に合格しなかった容器について3箇月以内に法第54条第2項の規定による刻印等がされなかった場合に、遅滞なくこれをくず化し、その他容器として使用することができないように処分しないとき（法第56条第3項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号、第84条）				
121	附属品検査に合格しなかった附属品がその附属品が装置される容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力を変更しても法第49条の2第4項の規格に適合しないと認める場合（法第56条第4項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	くず化等の処分命令（法第56条第4項）	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第3号、第84条）		
122	附属品再検査に合格しなかった附属品について、遅滞なくこれをく	是正指導によっても必要な	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第2号、第84条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
	ず化し，その他附属品として使用することができないように処分しない場合（法第５６条第４項）	措置が講じられない場合							
123	容器検査所の登録を受けた者が容器再検査又は附属品再検査の業務を廃止した旨の届出をせず，又は虚偽の届出をした場合（法第５６条の２）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第１号，第８４条）				
		虚偽の届出をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第１号，第８４条）				
124	専ら冷凍設備に用いる機器の製造が技術上の基準に適合していない場合（法第５７条）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第２号，第８４条）				
125	第一種製造者，第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者又は販売業者が帳簿の記載をせず，虚偽の記載をし，又は帳簿を保存しなかった場合（法第６０条第１項）	帳簿の記載をせず，是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第５号，第８４条）				
		虚偽の記載をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第８３条第５号，第８４条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
		帳簿を保存せず、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第5号、第84条）				
126	容器検査所の登録を受けた者が帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合（法第60条第1項）	帳簿の記載をせず、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	容器再検査又は附属品再検査の停止命令（法第53条第4号）	容器再検査又は附属品再検査の停止命令のみでは不十分と判断される場合	登録の取消し（法第53条第4号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第4号、第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第5号、第84条）				
		虚偽の記載をしたと認められる場合	警告	第一次措置が不履行のもの	容器再検査又は附属品再検査の停止命令（法第53条第4号）	容器再検査又は附属品再検査の停止命令のみでは不十分と判断される場合	登録の取消し（法第53条第4号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法第80条第4号、第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第5号、第84条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
		帳簿を保存せず、是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第5号、第84条）				
127	業務に関して報告をせず、又は虚偽の報告をした場合（法第61条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第6号、第84条）				
		虚偽の報告をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第6号、第84条）				
128	立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合（法第62条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第4号）				
129	質問に対し、答弁をせず、又は虚偽の答弁をした場合（法第62条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第7号、第84条）				
		虚偽の答弁をしたと認められる場合	警告	告発により対処する必要がある場合	告発（法第83条第7号、第84条）				
130	事故が発生した場合に届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第63条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	災害内容に関する報告命令（法第63条第2項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合で告発によ	告発（法第83条第6号、第84条）		

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
						り対処する必要 があるとき			
						虚偽の報告をし たと認められる 場合で告発によ り対処する必要 があるとき	告発（法第 8 3 条第 6 号，第 8 4 条）		
						告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第 8 3 条第 1 号，第 8 4 条）		
		虚偽の届出をし たと認められ る場合	警告	告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第 8 3 条第 1 号，第 8 4 条）				
131	高圧ガスによる災害が 発生した場合に指示な くその現状を変更した とき（法第 6 4 条）	是 正 指 導 に よ っても必要な 措置が講じら れない場合	警告	告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第 8 3 条第 2 号，第 8 4 条）				
132	製造又は製造のための 施設等の変更の許可に 付した条件に違反した 場合（法第 6 5 条第 1 項）	是 正 指 導 に よ っても必要な 措置が講じら れない場合	警告	第一次措置が不 履行のもの	製造停止命令 （法第 3 8 条第 1 項第 5 号）	製造停止命令の みでは不十分と 判断される場合	許可の取消し （法第 3 8 条第 1 項第 5 号）		
						告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第 8 0 条第 2 号，第 8 4 条）		
				告発により対処 する必要がある 場合	告発（法第 8 1 条第 1 1 号，第 8 4 条）				

違 反 項 目		第 一 次 措 置		第 二 次 措 置		第 三 次 措 置		第 四 次 措 置	
		適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容	適 用 要 件	措 置 内 容
133	貯蔵所の設置又は貯蔵所の変更の許可に付した条件に違反した場合（法第65条第1項）	是正指導によっても必要な措置が講じられない場合	警告	第一次措置が不履行のもの	貯蔵停止命令（法第38条第1項第5号）	貯蔵停止命令のみでは不十分と判断される場合	許可の取消し（法第38条第1項第5号）		
						告発により対処する必要がある場合	告発（法81条第6号，第84条）		
				告発により対処する必要がある場合	告発（法第81条第11号，第84条）				